

令和2年度第1回さいたま市総合教育会議 次第

令和2年6月29日（月）
（書面開催）

1 議 事

(1) 令和元年度第1回会議における協議事項の事業進捗について **資料1**

- ・主権者教育の推進【教育委員会事務局】
- ・学校体育施設の活用【市長部局】

(2) さいたま市教育大綱の改定について

- ・さいたま市教育大綱の改定方針 **資料2-1**

- ・現行のさいたま市教育大綱の振り返り **資料2-2**

【送付資料】

- ・ 次第
- ・ 構成員名簿
- ・ 資料1 令和元年度第1回会議における協議事項の事業進捗について
- ・ 資料2-1 さいたま市教育大綱の改定方針
- ・ 資料2-2 後期基本計画における主な取組状況
- ・ 別紙 「意見シート」
- ・ 参考資料1 さいたま市教育大綱
- ・ 参考資料2 令和元年度第1回さいたま市総合教育会議議事録

さいたま市総合教育会議
構成員名簿

職 名	氏 名	
市 長	清水 勇人	
教育委員会	教育長	細田 眞由美
	委員（教育長職務代理者）	大谷 幸男
	委員	石田 有世
	委員	野上 武利
	委員	武田 ちあき
	委員	柳田 美幸

令和元年度第 1 回会議における協議事項の事業進捗について

協議事項 1 主権者教育の推進について【教育委員会事務局】

(1) 令和元年度事業の取組、成果等

取組	取組内容等
模擬選挙、出前講座の実施	・選挙課、指導 1 課、高校教育課で連携し、参議院通常選挙を題材とした模擬選挙を市立高等学校 2 校で、「出前講座・模擬投票」を市立高等学校 1 校、中学校 1 校、小学校 8 校で実施した。
主権者教育実践事例の共有	・社会科主任を対象とする研修会において、「さいたま市の主権者教育リーフレット」に基づいた実践事例（春野小学校、春野中学校）を紹介し、各校で実践を進めた。
「金融教育」の実施	・全国銀行協会と連携し、市立浦和中学校・浦和高校で金融経済教育の研究授業を行い、社会的自立について考えを深めた。

(2) 意見・要望等に関する取組状況等

議事録	発言者	意見・要望等	取組状況等
P. 8	野上委員	・高校生による市議会傍聴では、高校生が多くのことを学んだようである。中学生にも拡大して展開していただきたい。	・市立高校生の市議会見学・傍聴は本年度 2 月の実施を予定し、実施に向けて調整を進めている。 ・中学生については、本年度、研究指定校での市議会見学・傍聴の実施を調整中。
P. 9	石田委員	・市議会傍聴は私も行ったことがあるが、これが議会なんだという実感があつた。市議会のインターネット中継を教育の現場で見させることもいいのではないか。	・市立高校生の市議会見学・傍聴は本年度 2 月の実施を予定し、実施に向けて調整を進めている。 ・中学生については、本年度、研究指定校での市議会見学・傍聴の実施を調整中。 ・市議会見学・傍聴と合わせて、インターネット中継も活用していく。
P. 9	石田委員	・議会の傍聴を、是非、有効に活用していただきたい。	・昨年度は「政治への関心が高まった」、「プレゼンテーションの方法などが参考になった」などの感想が見られた。本年度も市議会見学・傍聴を実施し、引き続き活用を進めていく。

協議事項 2 学校体育施設の活用について【市長部局】

(1) 令和元年度事業の取組、成果等

取組	取組内容等
学校体育施設の市民への開放	・新設大和田地区小学校の体育施設の開放を検討。開放利用を前提とした施設整備について基本計画において検討した。
学校給食室の活用の可能性	・学校給食室の活用の可能性について検討を進めている。検討では、給食室の貸出においては貸出可能期間における民間需要、また、衛生管理面、近隣への配慮などの課題等について整理する必要があると考えている。

(2) 意見・要望等に関する取組状況等

議事録	発言者	意見・要望等の概要	取組状況等
P. 13	大谷教育長職務代理者	・プールを全ての学校で持つという時代ではない中、民間とシェアすることが考えられる。検討の余地があるのではないかと。	・学校プールの集約化や水泳授業の民間委託等について、『『未来を拓くさいたま教育』推進プロジェクト』において検討を推進中。市全体の学校プール数を削減し、維持・管理費用の見直しを図っていく。
P. 15	石田委員	・泰平小学校では、学校とデイサービスと併設されていて、小学生とお年寄りが行き来して良い関係を築いている。是非、給食室についても活用ができないかと。	・泰平小学校の事例では、アレルギー等の健康面を配慮し高齢者の方へ給食の提供は行っていないが、小学校3校で、社会福祉協議会と連携しながら地域の高齢者に給食を提供する機会を設けている。 ・また、学校に地域の方を招いての給食を実施した。令和元年度は新型コロナウイルスの影響により全ての学校ではなかったが、市立小学校104校中73校で2回以上の実施を行った。

さいたま市教育大綱の改定方針

1 趣旨

- さいたま市教育大綱（H27 策定）期間の満了に伴い、改定を行う。

2 教育大綱の概要

(1) 教育大綱の策定の背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、教育委員会制度に抜本的な改革が行われることとなり、その改革の一つとして、地域住民の意向を反映させた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が定めることとなった。

本市では、地域住民の意向が反映されており、教育分野にとどまらず学術及び文化の振興に関する総合的施策を対象としている総合振興計画（基本構想・基本計画）の体系をベースとして、平成 27 年 9 月に教育大綱を策定した。

(2) 現行の教育大綱の内容

【内容】総合振興計画「第 3 章 教育・文化・スポーツ」の分野に対応

【期間】平成 27 年度～令和 2 年度

3 改定の方向性

現行の教育大綱の考え方を引き継ぎ、次期総合振興計画の「第 3 章 健康・スポーツ」、「第 4 章 教育」、「第 8 章 文化」の分野の内容に基づき改定する。

4 スケジュール

時期	内容
6 月	第 1 回総合教育会議（書面開催） (1) 令和元年度第 1 回会議における協議事項の事業推進状況について (2) さいたま市教育大綱の改定について
10 月	第 2 回総合教育会議 (1) さいたま市教育大綱（案）について
12 月	市議会 12 月定例会 ・教育大綱（改定案）報告
1 月	さいたま市教育大綱公表 ・記者発表、HP 掲載

後期基本計画における主な取組状況

(さいたま市次期総合振興計画基本計画(素案)より抜粋)

1、主な取組及び実績

(1) 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成	
<u>グローバル・スタディ推進事業</u>	
<p>・市立中学校で、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」4つの技能をバランスよく学ぶことで、将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる児童生徒を育成しました。</p> <p>《実績》中学校3年生で英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 77.0% (令和元(2019)年度)</p>	
(2) 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用	
<u>生涯学習人材バンク事業</u>	
<p>・生涯学習に関する専門的な知識や技能、経験等を有している方々を「生涯学習人材バンク」に登録・公開し、学習したい方々の希望にあわせたつながりを創出しました。</p> <p>《実績》マッチング件数 519 件 (平成 26 (2014) 年度から令和元(2019)年度の累計)</p>	
(3) 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現	
<u>スポーツの施設の拡充とスポーツシュレーの整備</u>	
<p>・市民の体力向上及び健康増進に寄与し、地域で気軽にスポーツができる多目的広場やスポーツ施設を整備・維持管理するとともに、「さいたまスポーツシュレー」の仕組みを構築し、スポーツ団体等と連携協定を締結しました。</p> <p>《実績》多目的広場整備 5 か所、バスケットコート整備 4 か所 (平成 26 (2014) 年度から令和元(2019)年度の累計)</p> <p>スポーツ団体、企業、大学と「さいたまスポーツシュレー」の連携協定を締結 7 者</p>	
(4) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	
<u>地域資源を生かした施設整備と国際芸術祭の開催</u>	
<p>・本市の魅力ある地域資源である人形文化の振興を図るための拠点施設として、日本初の公立の人形専門博物館「岩槻人形博物館」を整備するとともに、さいたま文化の創造・発信や本市の芸術文化を支える人材の育成を図るため、本市初の国際芸術祭「さいたまトリエンナーレ 2016」を開催しました。</p> <p>《実績》岩槻人形博物館：令和 2 年(2020)年 2 月 22 日に開館</p> <p>さいたまトリエンナーレ 2016：平成 28 (2016 年) 9 月 24 日から 12 月 11 日にかけて開催</p>	

2、後期基本計画策定時 (H25) と現在 (R1) の成果指標の比較

目指す方向性	指 標	(H25)	(R1)	増 減
(1) 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成	全国学力・学習状況調査、実施科目の合計点について、本市と大都市平均との比較 (本市/大都市平均*100)	小 6 102.6% 中 3 104.7%	小 6 103.2% 中 3 105.1%	小 6 0.6 ポイント向上 中 3 0.4 ポイント向上
(2) 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	33.5%	30.5%	3.0 ポイント減少(↓)
(3) 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	48.3%	64.1%	15.8 ポイント増加(↑)
(4) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合	15.0%	14.9%	0.1 ポイント減少(↓)

後期基本計画における主な取組状況（参考部分）

（さいたま市総合振興計画後期基本計画の実施状況報告書より抜粋）

1、主な取組及び実績

① 子育て楽しいさいたま市の推進
<u>子育て支援拠点施設整備・運営事業</u> ・子育て中の親子が気軽に集い、交流を図れる場、育児不安等についての相談ができる場として、子育て支援拠点施設(子育て支援センター及びのびのびルーム)を整備・運営します。 《実績》子育て支援拠点施設の利用人数 854,362人（平成29（2017）年度と平成30（2018）年度の累計）
② 未来を担う子どもの社会参画意識の醸成
<u>子どもの社会参画推進事業</u> ・子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる事業。 《実績》参加してよかった等と回答した参加者の割合が90%以上の区の数 全区（平成30（2018）年度）
③ 放課後児童クラブの待機児童の解消
<u>放課後児童クラブ整備・運営事業</u> ・民設放課後児童クラブの運営委託、事業者支援、整備費等の補助及び公共施設を活用した施設整備 《実績》民設クラブの新設・移転・環境整備の実施 24か所（平成30（2018）年度）
④ 日本一の読書のまちの推進
<u>子ども読書活動推進事業</u> ・ブックリスト、読書手帳など印刷物の作成・配布 ・市立小・中学校、特別支援学校への学級文庫用図書の貸出しの実施、学級文庫用図書の購入 ・読み聞かせ講座、読み聞かせボランティア活動の支援講座など、各種講座の実施 《実績》小学生の不読率（注） 4.1%（平成30（2018）年度） （注）1か月間に1冊も本を読んでいない児童生徒の割合
⑤ 日本一笑顔あふれる給食、日本一安全でおいしい給食の実現
<u>学校・家庭・地域が連携した食育の推進</u> ・地元シェフによる学校給食の実施 ・学校教育ファームの実施 ・地域の方を招いた学校給食（児童と地域の方の会食） 《実績》「地域の方を招いた学校給食」（児童と地域の方との会食）の実施校数（市立小学校） 101校（98%）（平成30（2018）年度）
⑥ グローバル人材の育成
<u>国際教育・交流事業</u> ・市立中学校に在籍する中学校の生徒海外交流事業 ・日本語の活用や生活習慣において、困難を伴う恐れがある在籍帰国・外国人生徒等に対する日本語指導員派遣事業 ・市立小・中学校・特別支援学校における国際教育・国際交流の充実を図ることを目的とし、国際教育主任研修会の開催、市立小・中・特別支援学校の姉妹校等交流の補助、本市と海外姉妹都市の教員の相互派遣等の事業 《実績》海外への市立中学校生徒派遣数 236人（平成27（2015）年度と平成30（2018）年度の累計）

2、後期基本計画策定時（H25）と現在（H30）の成果指標の比較

施策例	指 標	(H25)	(H30)	増 減
① 子育て楽しいさいたま市の推進 ③ 放課後児童クラブの待機児童の解消	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合	65.5%	72.3%	6.8ポイント増加 (↑)
② 未来を担う子どもの社会参画意識の醸成 ⑤ 日本一笑顔あふれる給食、日本一安全でおいしい給食の実現	地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合	73.7%	78.6%	4.9ポイント増加 (↑)
④ 日本一の読書のまちの推進 ⑥ グローバル人材の育成	全国学力・学習状況調査、「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合	小6 89.6% 中3 75.5%	小6 86.7% 中3 74.0%	小6 2.9ポイント 減少(↓) 中3 1.5ポイント 減少(↓)

意見シート

氏名： _____

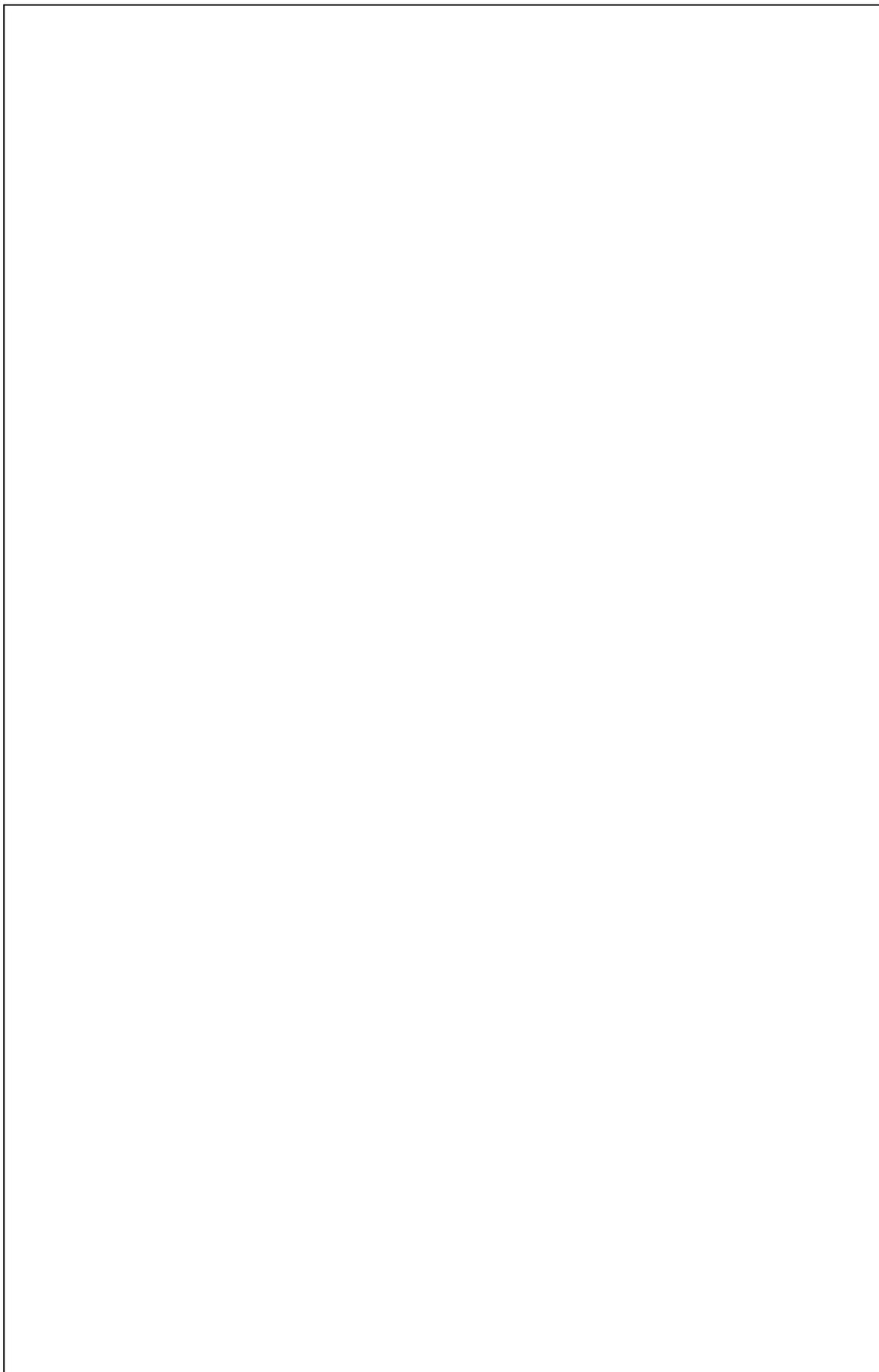
○議事内容について御意見、御質問を御記入いただき、7月14日（火）までに御提出ください。

- (1) 令和元年度第1回会議における協議事項の事業進捗について **資料1**
事業の取組内容や、御意見・御要望等に関する取組状況などについて、御意見等をお聞かせください。

- (2) さいたま市教育大綱の改定について
・さいたま市教育大綱の改定方針 **資料2-1**
さいたま市教育大綱の改定方針について、御意見等をお聞かせください。

- ・さいたま市教育大綱の振り返り **資料2-2**
教育大綱の振り返りとして、教育大綱の期間における本市の教育行政や、主な取組状況などについて、御意見等をお聞かせください。
※資料2-2 後期基本計画における主な取組状況を御参考ください。

記載欄に収まらない場合は裏面をご利用ください。



教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

さいたま市教育大綱

平成 27 年 9 月
さいたま市

1 策定の趣旨

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

(第1条の3第1項)とされました。

これを受け、本市は、さいたま市総合教育会議における協議を経て、「さいたま市教育大綱」(以下、「大綱」という。)を定めることとしました。

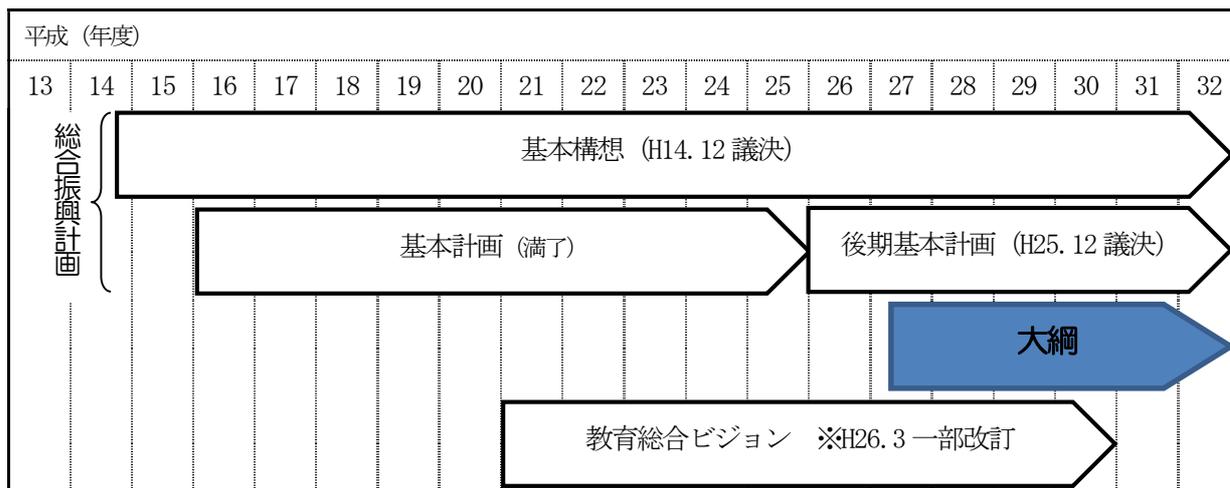
2 大綱と総合振興計画等との関係

- (1) この大綱は、市政運営の最も基本となる計画である総合振興計画の教育・文化・スポーツの分野における施策展開の方向を示す「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」を受けています。
- (2) また、この大綱は、教育行政を総合的・計画的に推進するために策定された「さいたま市教育総合ビジョン」と整合が図られたものとなっています。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、当大綱が総合振興計画の体系を基本としており、その総合振興計画全体の計画期間が平成32年度（2020年度）をもって満了することから、その終了年度に合わせることにします。

（平成27年度から平成32年度まで）



4 基本方針

「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育み、日本一の教育都市を実現する」

- ① 家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。
- ② 市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。
- ③ 市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「一市民一スポーツ」を推進します。
- ④ 地域固有の資源の再発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

5 目指す方向性

(1) 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、厳しい時代背景にあっても、ゆめをもち、希望をはぐくむ教育と、青少年の健全育成を推進します。

<施策展開>

① きめ細かで質の高い教育の推進

- ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を重視するとともに、教育内容・方法の充実を図り、確かな学力の一層の向上に努めます。
- イ 健康の保持増進や体力の向上、そして豊かな人間関係をはぐくむ教育を推進します。
- ウ いじめ、不登校、問題行動等の解消を積極的に推進するとともに、障害のある児童生徒や帰国・外国人児童生徒など、教育的支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や学習環境の充実に取り組みます。
- エ 一人ひとりの個性を伸ばす特色ある高等学校づくりを進め、高い志を持ち世界で活躍する人材の育成（グローバル人材の育成等）に取り組みます。
- オ 優れた資質能力を備えた魅力ある教員の確保・育成を図るための環境の整備、研修の充実等に取り組みます。

② 家庭、地域との連携による教育の推進

- ア 学校や教育に関する情報提供の充実を図り、学校・家庭・地域・行政が連携・協力しながら、地域とともにある学校づくり、学校安全体制の整備、児童生徒の自主的な学習のサポートなどの取組を推進します。

③ 安全・安心で豊かな教育環境づくり

- ア 学校施設の老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮、防災機能の強化等に取り組むとともに、防災教育の充実や安全な学校給食の提供など、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。
- イ 学校規模の適正化や児童生徒が快適に学校生活を送ることができる教育環境の整備に取り組みます。

④ 未来を担う青少年の社会参加の促進と健全育成

- ア 子どもの成長に関する相談機会の充実、青少年の居場所となる社会参加・学習・スポーツ活動の機会や場の充実、青少年育成に関わる人材の養成や活動の活性化など、青少年の健全育成に取り組みます。

(2) 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します。

<施策展開>

① 学習環境の充実

- ア 図書館、公民館、コミュニティ施設、博物館など身近な生涯学習関連施設における老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮等に取り組み、利用者の安全・安心の確保を図るとともに、学校や他の公共施設等との連携を進め、地域における多様な学習活動の場を拡充します。
- イ 生涯学習に関する積極的な情報発信や相談の充実、社会教育に関わる人材の育成・確保などにより、市民が主体的に学習しやすい環境の充実を図ります。

② 講座内容、プログラムの充実

- ア 多様化、高度化する市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、様々な学習資料を収集、提供するとともに、図書館、公民館等におけるプログラムの精選・充実、市民、関係団体、事業者等との連携などにより、特色ある質の高いプログラムや学習機会の提供等に取り組みます。

③ 学習成果の活用

- ア ボランティア活動や地域活動をはじめ、様々な場において、身に付けた知識や技能の活用を促進するとともに、学びを通じた仲間づくりや交流につなげていくための意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

(3) 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

<施策展開>

① 生涯スポーツの振興

ア 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできるよう、スポーツイベントや各種教室の開催、指導者の育成、情報発信の充実などに、関係団体等と連携して取り組みます。

② スポーツ・レクリエーション環境の充実

ア 多目的広場の整備、学校の体育施設の開放等を推進することにより、多くの市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。

イ スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう運営や設備等の改善を図ります。

③ スポーツを活用した総合的なまちづくり

ア 「する」「みる」「ささえる」「まなぶ」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

イ サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。

ウ スポーツコミッションとの連携により、地域経済活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致（さいたまクリテリウム by ツールドフランス、オリンピック・パラリンピック等）、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。

(4) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

多様な歴史文化資源や文化芸術を活用した総合的なまちづくりを推進し、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・継承と発信を目指します。

<施策展開>

① 文化財等の保存・継承

ア 地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、史跡や埋蔵文化財、古文書、城下町や宿場町等の面影を残す環境や古民家など生活や産業に関わる歴史的な資産を文化財に指定するなど、その保存・継承とともに、市の変遷を示す資料などの収集・整理・記録に取り組みます。

② 文化芸術活動の促進

- ア 関係団体等との連携を図りながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術活動に参加する機会（さいたまトリエンナーレ等）の充実に取り組むとともに、文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実などに取り組みます。
- イ 多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術活動の展開に取り組みます。

③ 文化芸術活動の環境の充実

ア 文化芸術活動の場となる施設の機能を充実したり、文化芸術に関する情報を収集し、分かりやすく発信するなど、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、多様な文化芸術活動を促進するための環境の充実に取り組めます。

④ 歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり

- ア 盆栽、漫画、人形、鉄道文化など本市にある多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信（世界盆栽大会等）に取り組みます。
- イ 学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、子どもの感性の向上、生活の充実、国内外との交流、地域経済の活性化を図るなど、歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくりを推進します。

（参考：教育文化都市の実現に向けて）

大綱の基本方針である「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育み、日本一の教育都市を実現する」とともに、さいたま市には、地理的な優位性の他に「教育」、「スポーツ」等の良さや強みがあり、これらを更に発展させ、教育文化都市の実現を目指します。

<施策例>

① 子育て楽しいさいたま市の推進

さいたま市は、交通利便性や教育の充実などから「子育てしやすいまち」と言われております。ワーク・ライフ・バランスを重視する社会環境の変化に先んじる意味においても、これからは「子育てするならさいたま市」を一步進めて、「子育て楽しいさいたま市」を目指します。

② 未来を担う子どもの社会参画意識の醸成

遊びを通じて自立心や自己肯定感をはぐくむ機会を提供することで、次代を担う子どもの参画意識の醸成を図ります。また、一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。

③ 放課後児童クラブの待機児童の解消

民設放課後児童クラブの新設や規模の拡大を促進するとともに、人材確保の支援策の検討を進め、待機児童の解消を目指します。

④ 日本一の読書のまちの推進

「知・徳・体・コミュニケーション」の4つの力をしっかり身に付け、どんな環境にあっても、夢や目標に向かって、自ら、道を切り拓くことができる子どもたちを育てていくまちを目指す取組の一つとして、日本一の読書のまちを目指します。

⑤ 日本一笑顔あふれる給食、日本一安全でおいしい給食の実現

健全な食生活を実践し、さらに、学校における食育を充実させるため自校方式の給食を通じ、「日本一笑顔あふれる給食、日本一安全でおいしい給食」を実現します。

⑥ グローバル人材の育成

コミュニケーション能力を強化し、グローバル人材の育成するために、英語教育を推進します。

令和元年度
第1回さいたま市総合教育会議

議 事 録

1 期 日 令和元年7月16日(火)

2 場 所 さいたま市役所 議会棟2階 第7委員会室

3 開 会 午後3時25分

4 出席者

(1) 構成員

職 名		氏 名
市 長		清水 勇人
教育委員会	教育長	細田 眞由美
	教育長職務代理者	大谷 幸男
	委 員	石田 有世
	委 員	野上 武利
	委 員	武田 ちあき
委 員	柳田 美幸	

欠席

(2) 市長部局

職 名			氏 名
都市戦略本部	本部長		真々田 和男
	総合政策監		岡田 暁人
	都市経営戦略部	副理事	
副参事			大竹 芳明
スポーツ文化局	スポーツ部	部 長	大沢 教男
		スポーツ振興課	課 長
選挙管理委員会事務局	副理事		田辺 幸夫
		選挙課	参事〔兼〕課長

(3) 教育委員会事務局

職 名			氏 名	
教育委員会事務局	副教育長		久保田 章	
	管理部	部 長		高崎 修
		教育政策室	参事〔兼〕室長	野津 吉宏
		学校施設課	参事〔兼〕課長	土井 照男
	学校教育部	部 長		平沼 智
		指導1課	参事〔兼〕課長	三島 公夫
		高校教育課	参事〔兼〕課長	吉岡 靖久
		健康教育課	課 長	山本 高弘
	生涯学習部	部 長	竹居 秀子	

5 議事の概要 別紙のとおり

6 閉 会 午後5時05分

1 開会

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

定刻よりも少し早いですが、お揃いになりましたので、ただいまから令和元年度第1回さいたま市総合教育会議を開催いたします。

私、都市戦略本部、総合政策監の岡田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本会議の主宰は市長となりますが、形式的な進行については事務局が行うこととされておりまして、私の方で進行を務めさせていただきます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

はじめに、構成員の皆様のお出席状況につきまして、本日、武田委員が御欠席でございますこと、御報告申し上げます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

次に、会議の公開の取扱いにつきまして、本日の会議は非公開とする内容はないと考えられることから、会議を公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

御異議ございませんとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。

2 市長挨拶

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、会議の開会にあたりまして、清水市長から御挨拶申し上げます。

○清水市長

皆様、こんにちは。さいたま市長の清水勇人でございます。

本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年8月に亡くなられました、市立中学校の生徒に対しまして、心から御冥福をお祈りいたします。今後、公正公平な調査が進められ、原因が明らかにされることを願っております。

それでは、令和元年度第1回さいたま市総合教育会議の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思っております。

本会議は、市長部局と教育委員会が相互の連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため設置され、これまでに9回開催し、いずれの会議におきましても熱心な意見交換をいただいております。

本会議におきましては、市長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、様々な協議・調整ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御出席の皆様におかれましては、本日も忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の議事でございますが、3点の議題を予定しております。

まず1点目は、「平成30年度第2回会議における意見・要望等に関する取組状況について」といたしまして、3月に開催いたしました前回の会議でいただいた御意見等について、振り返りを行いたいと思っております。

次に、2点目といたしまして、教育委員会事務局より、主権者教育の推進について議題をいただいております。

今年4月に行われました統一地方選挙におきましては、残念ながらこれまでで最も低い

投票率ということになり、特に若者の低投票率に対しては、主権者教育の役割にますます期待が高まっているところであります。今後、参議院議員通常選挙、埼玉県知事選挙も予定されておりますが、多くの若者の投票の参加につながるような意見交換が皆様とできればと考えております。

最後に、3点目といたしまして、市長部局から、学校体育施設の活用について議題を提出させていただきます。

本市といたしましては、市民が身近な場所でスポーツに親しめる環境の整備に努めておりますところ、市内のスポーツ施設の多数を占めております学校体育施設の活用は非常に有効となるものです。引き続き教育委員会の御協力をいただきながら、事業推進の工夫をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日もまた熱心な意見交換ができればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。

3 議事(1) 平成30年度第2回会議における意見・要望等に関する取組状況について

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、本日の議事に入りたいと存じます。

まず議事(1)、「平成30年度第2回会議における意見・要望等に関する取組状況について」でございます。

3月に開催いたしました前回会議における、市長部局事業、教育委員会事務局事業等に対する御意見、御要望等への取組状況について、資料1により御報告いたします。

資料1を御覧ください。

第2回会議におきましては、テーマは2つございました。

まず、「1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたオリ・パラ教育の推進について」でございますが、ここでは、特に、子どもたちのボランティア活動について、御意見、御要望等をいただきました。

No. 1、ボランティアマインドの育成については、子どもたちのボランティア活動の実施に際し、ボランティアの趣旨や内容を整理して、取組を進めてまいります。

No. 2、No. 3、「子ども向けボランティア体験プログラム」への参画については、市長部局、教育委員会事務局で協力しながら、周知・啓発等を行ってまいります。

No. 4、子どもたちがボランティア活動で得た体験を、保護者や地域の方と共有し、子どもと大人とで学んでいくことなどについては、その仕組みについて検討していくとともに、「子ども向けボランティア体験プログラム」では、子どもたちが大人の都市ボランティアと同じ活動を協同で実施し、体験を共有していく仕掛けなど検討していきます。

No. 5、「子ども向けボランティア体験プログラム」と一校一國運動とのコラボレーションについては、プログラムに参加した子どもたちが対象となる国に関わることができるよう配置することなど検討してまいります。

次に、「2 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進 浦和南高校のPLAN THE NEXT スポーツを科学する生徒の育成について」でございます。

No. 1、浦和南高校での実証実験の取組については、今後も引き続き Sports-Tech & Business Lab と事業を進めてまいりたいと考えております。

また、No. 2については、スポーツシュレ事業では企業、大学等とのネットワークを強化していく予定であり、企業や大学等、学術機関の紹介など行うことができます。

No. 3、浦和南高校の取組で得たノウハウ等については、女子サッカーの活性化の取組に応用していくことなど検討を進めております。

No. 4、浦和南高校の特色については、継続的に人工芝開放事業を実施し、学校の施設、設備や取組について広く発信してまいります。

No. 5、スポーツと科学の取組については、実証実験の分析結果を踏まえ、学校として目指す生徒像を、児童生徒や保護者に伝えていきます。

No. 6、学校体育施設のリニューアルに当たっては、市長部局と教育委員会事務局で協力しながら、地域で活用することなどを視野に入れた検討を進めてまいります。

No. 6につきましては、この後、議事(3)として、さらに御意見をいただく予定となっております。

以上となります。ただいまの件について、御意見、御質問等がございますでしょうか。

(意見、質問等なし)

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、御意見、御質問等ございませんようですので、議事を進めさせていただきたいと思っております。

3 議事(2) 主権者教育の推進について【教育委員会事務局】

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

続きまして議事(2)、「主権者教育の推進について」でございます。

教育委員会事務局、高校教育課から、説明をお願いします。

○高校教育課参事

それではよろしくお願いいたします。「主権者教育の推進について」、お手元の資料を基に説明いたします。1枚おめくりください。

教育委員会では、主権者教育の目的として、本市で学ぶ児童生徒に国家・社会の形成者としての自覚を促し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な知識や判断力、行動力の習熟を進めることを掲げております。

また、平成30年に「さいたま市の主権者教育リーフレット」を作成し、市内の全ての教員に配付いたしました。リーフレットには主権者教育推進の4つのポイントを示しております。

現在の中学3年生が18歳成人制の第1期生となることを見据え、社会科の授業だけでなく、生活科や総合的な学習の時間、特別活動などの教科とも関連を図るとともに、12年間の学びの連続性を生かした指導の充実に努めております。

次のページを御覧ください。これまでの取組について、説明いたします。

教育委員会では、平成28年度から3年間、「主権者教育研究開発モデル校」を設置し、すべての小・中学校の教員が参加し、発達段階を考慮しながら、主権者教育の授業の質的向上を図ってまいりました。

また、選挙管理委員会による選挙啓発のための出前講座や、架空の政党や候補者を対象に、本物の投票箱や記載台を使用して投票する「模擬投票」を実施しております。

高等学校においては、選挙管理委員会と連携し、平成26年度に、初めて「模擬選挙」を実施いたしました。平成27年度からは、文部科学省配布の「私たちが拓く日本の未来」を使用した、政治的教養を育む教育を実践しております。

さらに、学習指導要領に基づく消費者教育を推進してまいりました。小学校の家庭科においては、「買物の仕組みや消費者の役割」や「物や金銭の大切さと計画的な使い方」等の学習を行っております。また、中学校技術・家庭科の家庭分野においては、「売買契約の仕組み」等の学習を行っております。中学校社会科においても、公民的分野の授業で、消費者の権利を守るための法律について学びます。これらの学習をさらに充実させるために、平成29

年度に、消費生活総合センターと連携し、消費生活出前講座を実施いたしました。

高等学校では、平成 29 年度に、消費生活総合センターと連携し、市立浦和高等学校の「家庭基礎」の授業において、アクティブラーニング型の公開授業を実践いたしました。題材とした内容は、悪質商法のケーススタディでございます。

また、キャリア教育として、平成 16 年から小中学生を対象とした早期起業家教育事業の取組が始まりました。

高等学校では、学校ごとに進路講演会を実施するなどの「キャリア教育」を行っております。

また、今年度は、将来、起業することを考えている志の高い生徒に対し、起業家による講演を聴いたり、実際に起業するときに必要な手続きを学んだりする、「起業家精神育成講座」を新規実施する予定でございます。こちらは、どのように進めていくか、企画の段階から経済政策課、労働政策課と連携を図り、現在、準備を進めているところでございます。

次のページを御覧ください。これまでも主権者教育の推進に努めてまいりましたが、4 月 7 日に実施された統一地方選挙における、本市の市議会議員選挙の投票状況は、18 歳は 37.08%の投票率であったのに対し、19 歳は 9.47 ポイントも減少し、20 歳代は世代別最低となる 20.12%となっています。若年層の政治や選挙への関心の低さは、今後に関わる大変深刻な事態と捉えているところでございます。

現状に見る課題といたしましては 2 点ございます。

一つ目は、学校教育と社会との間に大きな認識のギャップがあるということです。

これまで教師や生徒が自由に意見を表明したり、政治的な内容について他者の意見に触れたり、認め合う機会を十分に設けていませんでした。自由な意見を述べ合うという活動に、政治的な議論だけを持ち込んではいけないという考え方は、時代の変化とともに改めなければなりません。

二つ目は、そのような教育の結果、学びが一過性の知識で終わってしまうこととなり、若者たちの政治への関心が薄れ、投票行動が継続されないという事実につながっているということです。

教育委員会といたしましては、このたびの統一地方選挙の結果を重く受け止め、今一層、全校種において、取組の強化を図ってまいります。

これらの課題解決に向けて、早急に二つの新規事業を企画し、取り組みました。

まず一つ目の取組として、令和元年 6 月 10 日に、高校生によるさいたま市議会の見学・傍聴を実施いたしました。参加した生徒は傍聴席で真剣に耳を傾け、熱心にメモをとっていました。「私たち高校生にも身近なことも話しているのだと驚きました」という生徒の声もあり、政治や選挙に対する関心が一層高まった様子が見受けられました。

次に二つ目の取組として、令和元年 6 月 14 日に、消費者教育・キャリア教育を含む金融経済教育の発展・普及を目的に、一般社団法人全国銀行協会と協定を締結しました。

今年度については浦和中学校と浦和高校を指定校とし、「金融教育」の研究・実践を行います。次年度以降は、市内の中学校・高校の授業等でも金融経済教育を推進していきます。

現状の課題に対し、模擬選挙・模擬投票を中心とした方策を三つ提案したいと思います。

まず、方策の一つ目といたしまして、「夏の参院選・知事選に向けて」といたしまして、中学校・高等学校において、7 月の参議院議員選挙、8 月の埼玉県知事選挙の前に模擬選挙を実施します。

これまでは高等学校で実施してきましたが、今年度は春野中学校でも実施することといたしました。

模擬選挙は単に投票をすることだけでなく、その事前・事後学習を充実させることが、本市の主権者教育における重点項目と考えます。

事前学習では、「新聞を活用した教育活動」を取り入れながら、選挙公報や各政党のマニフェストに掲げられた政策の読み込みを行い、グループディスカッションを行うなどして意見を深め合います。

事後学習では、開票結果を踏まえて再度ディスカッションを行い、これからの政治の変化を考察していきます。

このような活動の充実により、主権者教育の掲げる本来の目的に迫れるよう努めてまいります。

続きまして、「発達段階に合わせた主権者教育」として、学びの連続性を生かし、全校種で計画的に模擬投票を実施します。

中学校では架空の人物や政策に対する模擬投票を40校の学校で実施しております。今後、この実施率を、現在70.17%ですが、100%に引き上げます。

また、小学校における主権者教育の一つに、さいたま市租税教育推進協議会との連携による出前授業がございます。今後、選挙管理委員会との連携も強化し、模擬投票の機会を増やしてまいります。租税教室で学んだ租税のはたらきや仕組みを踏まえ、増税や減税政策を掲げる架空の候補者による模擬投票なども想定しています。

各小・中・高等学校において、先に述べました模擬選挙の他、模擬投票、あるいは生徒会選挙等を実施する際に、実際の投票箱や投票記載台などを借用し、選挙への興味・関心を高める工夫を行います。このように、模擬投票を児童・生徒が経験することで、選挙や投票をより身近なものにしてまいります。

「【今後の方策③】」の「広報活動」といたしまして、市内全ての小学校・中学校を対象に「家族DE投票！」啓発チラシを配布します。平成28年度の総務省の調査によりますと、子どもの頃に親の投票について行ったことのある人の投票率は、ない人の投票率と比較して、実に20ポイント以上高いということがわかっております。さらに、平成29年度のさいたま市の調査によりますと、10代、20代の投票者の64%が「家族と共に投票に行った」と回答しております。

このように、家庭との連携が将来の投票行動に密接に結び付いていることを踏まえ、今後は家庭への啓発にも力を入れて取り組んでまいります。

また、平成29年度の市民調査によりますと、投票者全体の25%が期日前投票または不在者投票をしたのに対し、18歳から29歳の制度利用率はわずか5%にとどまっていることがわかりました。

高校では学期末の学年集会等を通じて、リーフレットを配付し、期日前投票制度の周知を徹底し、より一層の意識の向上を図ってまいります。

「早く大人になって選挙に行きたい」、「政治や政策についてきちんと判断できる大人になりたい」、本市で学んだ子どもたちが当たり前のように考えることができるように、教育は今こそ、その使命を果たさなければなりません。

さいたま市はその使命から逃げずに、子どもたちの未来をよりよいものにするため、今後とも主権者教育を推進してまいります。

三つの方策につきましては、選挙管理委員会と連携を図らせていただき、準備・実施の助言、運営等につきまして、御協力をお願いしたいと思います。

また、昨年度から計画し、準備を進めております「起業家精神育成講座」につきましては、引き続き経済政策課、労働政策課と連携を図ってまいりたいと思います。

私からの説明は、以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、細田教育長から補足などございましたらお願いいたします。

○細田教育長

ありがとうございます。

主権者教育につきましては、4月の統一地方選挙の結果を受けまして、大変危機感を感じたところでございます。

「今、教育委員会のできることは、すべて取り組んでいこう」という思いの中、ちょうどさいたま市議会6月定例会のときに、急遽、高校生の市議会傍聴をさせていただきました。これは私どもの予想をはるかに超えて、高校生に非常に強いインパクトがありまして、参加した高校生たちが、自分たちの身近な議論をこの議場でしていただいているということにある種感動を覚えたという感想もありました。

学校教育というものは、どうしても、一過性になってしまう、社会とつながっていくということに少し不得手という面があります。高校生の18歳は盛り上がり投票に行くけれども、高校卒業後の19歳、それ以降についてはその教育が生かされていないのではないかと、いうことを目の当たりにいたしまして、学校教育を一過性に留めず社会とつなげていくということ、教育委員会、そしてすべての学校を挙げて考えていかななくてはいけないと実感いたしました。

そういった意味においても、本日は主権者教育について、市長部局の皆様と協力をしながら具体的に何ができるか、忌憚のない御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは、本議題につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

○清水市長

教育委員会で大変熱心に主権者教育について取り組んでいただいているという印象を持たせていただきました。

さて、以前の総合教育会議でも申し上げたことがあると思いますが、主権者教育というのは、投票に行くということだけではないと私も思っております。

社会の義務を果たしていくということ、その中で権利が生まれて、参政権であったり、教育を受けさせる義務、受ける権利であったり、そういった権利を学んでいき、理解を深めていくということが一つで主権者教育であると考えております。

あとは、やはり学びの部分においては、体験と、机の上での学びと、バランスよくやっていただきたいということ。そして小学校、中学校、高等学校と発達段階に応じて分かりやすく、理解しやすいといったものをプログラム化していく必要があると感じているところであります。

例えば模擬市議会であったり、模擬国会であったり、模擬国連であったり、いろいろな主体があって、議論が行われて、その中で新しいものが生まれたり、あるいは一定の議論がされた中で物事が決定するというのを学んでいくということは重要でありますし、それぞれ立場が違ふと意見が違ふということも子どもたちの中で理解をしてほしいと思います。

模擬市議会では、全体の本会議だけをやるのではなくて、委員会に分かれて、保健福祉委員会で議論するといえ、単に本で学ぶだけではなくて老人ホームへ行って体験をしてくるか、高齢者が集まっているところに行って話を聞いてくるとか、フィールドワークですとか、そういった体験とセットでやってみる。

やはり選挙に行くということだけでは、細田教育長もおっしゃったように、一時的な効果で終わってしまうと思うのです。本当の意味でのシチズンシップ教育というのは、権利と義務があって、それを学んでいくことであり、その一つが参政権であって、投票する権利もあり、被選挙権もあるのであって、社会に参加するという、そのあたりを選挙から総合的に学んでほしいと思います。

そのつながりの中で、子どもたちが自分と社会との関係性を理解することで投票率が上がっていくのだと思います。これはすぐには効果が出ないことかもしれませんが、さいたま市の特徴ある教育として、小学校、中学校、高等学校とそれぞれの発達段階に合わせてやっていくというプログラムを是非やってほしいと思います。

模擬国連の例ですが、それぞれ価値観が違う国、立場が違う国があって、それぞれその国のことを学んで、その国の人になりきって議論を進めていくというわけですね。ある国にとっては正義であっても、ある国からすればそうではないということもある。いろんな価値観があることを知ることにもなるし、最終的にはそれをまとめて合意をして、意思決定、議決をしてもらわなければならない。その交渉であったり、プロセスを学ぶという意味ですばらしいなと感じました。これは模擬国会でも模擬市議会でも応用ができると思います。

少し勉強して少しやっというより、発達段階のステージに合わせて、高校生であれば社会にかかわっていくことの大切さ、あるいは社会と自分が繋がっているということをしっかり理解してもらうための教育、その中で課題を見つけてどう解決していったらいいのか、それには権利と義務がバランスよく理解されていないといけない。批判的な精神を持つということも大切なことです。そういうバランスのよい主権者教育を是非行ってほしいと思っておりますので、さいたま市の特徴のある教育の一つとして体系立てて進めていただけたらいいのかなという感じを持ちました。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他御意見等ございましたらお願いいたします。

○野上委員

先ほど、高校生による市議会傍聴の話がございましたが、この話の中に本日のテーマである主権者教育の肝と云うか、主権者教育推進のポイントがあると思います。

高校生は6月10日の市議会を傍聴したわけですがおそらく人生初の体験だったのではないのでしょうか。その中で、自分たちが住む地域や、社会で起きている問題に真剣に向きあう大人たちの姿を見て、おそらく多くの高校生の政治に対する見方・考えも変わったのではないのでしょうか。

そこで思うのですが、我々大人が取り組むべきは、ただ選挙に行け・行けと云うのではなく、若者と政治を隔てている距離を縮めることこそが大切だと思います。日ごろ教育や若者の社会参加に強い関心を寄せられる清水市長は別として、我が市では政治家と若者、とりわけ中・高校生との交流が活発に行われているのでしょうか。

残念ながら、我が市にあっても全国同様交流は少なく、そうした状況から若者の投票率が低迷しているのではないのでしょうか。しかし、我が市では冒頭申し上げました通りナマの議会を傍聴した高校生が多くのことを学んだようですので今後とも傍聴事業を教育委員会マターの事業と云うことではなく、全庁挙げての事業として継続していくことが重要で、そして願わくば中学生にも拡大して展開していただきたいと思います。

そして、今ひとつ思うことがあります。教育界はこれまで政治的中立が重視されるあまり政治的課題・問題に立ち入ることはなく、こうしたことから主権者教育をはじめとする「政治的教養教育」が進捗しなかったように思います。

そこで、ここさいたま市にあっては、議会人を含めた大人たちが「地域や社会の出来事に関心を寄せ、それらに主体的に参加・対応する若者の育成」に努めることが一層重要になると申し上げ発言を終わります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

○大谷教育長職務代理者

私の方からは、自戒を込めて、お話をさせていただきます。

先般テレビで拝見したことですが、ある研究者のお話の中で、中高生の読解力の調査において、チームが想定した領域に達したのは半分に届かなかったということがあったそうです。これでは選挙公約やマニフェストを読み切れないのではないかといったその研究者の

発言を聞いて私はギクッとしたことがあります。主語や述語、修飾語、被修飾語、指示代名詞といった、読解力が不足しているという実態があるとして、果たして適切な選挙行動につながるのか、子どもはしっかり心に留めて、あらためて国語教育など努力しなければいけないということが1点目であります。

2点目は、先ほど野上委員からもございましたが、教育基本法において政治教育というものは御法度といいますか違反となるものですが、政治的教養、これは尊重しなければいけない。

ところが我々教職に立つ者としては慎重になってしまうあまり政治的教養教育というものになかなかうまく踏み込めていけない。そのあたりまさに課題であると感じておりまして、研修や授業研究、あるいは先人の教訓に学ぶといったシステムを作っていかなければならないと思います。

そうした中で、参政権という、先人の並々ならぬ努力、苦闘があって今の選挙制度ができているわけですから、これはまさに公民的分野の教育ですけれども、しっかり教育を行って、今後、大変な思いで今の選挙というものがあるのだという教育をしていかなければならないだろうと考えたところであります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

○石田委員

市立高校三年生が市議会傍聴に行ったということですが、私も数年前に傍聴に行ったことがありますけれども、本当にインパクトといいますか、これが議会なんだという実感がありました。市議会のインターネット中継もありますので、インターネット中継を教育の現場で見させることもいいのではないかと考えております。

また、「家族 DE 投票！」という取組についてですが、子どもは投票所に入れなかったと思いますが、現在は入れるということですね、この点をちょっとお伺いしたいということと、このチラシを生徒が家庭に持っていくことで、家族で話をしあう絶好の機会となるわけで、生徒と保護者とじっくり話し合って、啓発活動につながっていければと思います。

議会の傍聴ですが、是非、少し覗くだけでも違うと思いますので、有効に活用していただきたいと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。

投票所への子どもの入場の関係について、お答えをお願いします。

○選挙課参事

御質問がありました、お子様が以前、投票所に入れなかったということですが、平成 28 年度の 18 歳選挙権に関する法改正がございまして、改正後、今は 18 歳未満の選挙権のない方でも投票所に入れるようになっております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

○細田教育長

以前、高校生議会という取組をやらせていただいたことがあります。その時には、市立高校の 4 校からそれぞれ代表の生徒たちが出まして、今の議員定数である 60 名に近い高校生が参加しまして、本会議場で本会議から議長選までやらせていただきました。

4 校の代表が議長選で投票を行いまして、大宮北高校の生徒会長が議長になりました。そ

して、本会議と委員会までやらせていただいて、リアルな市議会を高校生が体験することができました。

私は当時、大宮北高校の校長を務めておりました。議長になりました生徒が、この体験が終わった後に、「私は、今日の体験で政治というものがどんなに大切かということが分かりました。将来は政治というものに携わり、この国をよくしていきたいと思います」と語ってくれました。これは本当に大変貴重な体験で、人生観を大きく変えるような体験だったと思います。できるのであれば、高校生議会や中学生議会を実施できればと思っています。市長部局のお力をお借りできればうれしいです。

それから先ほど清水市長からもお話がありました模擬国連のような取組ですが、ディベートのようなかたちで、自分の意見をまとめて表現していく、そして様々な人間が様々な考え方を持っていて、そのことを受け入れたり、反発もするだろうけれども、どこかでまとめていく必要があるのだと、社会というものはそういうかたちで成り立っていくということ、系統立てた学びの中で、子どもたちに「学ばせて体験させていく」ということを、さいたま市教育委員会としては、是非取り組んでいきたいというように思います。

高校生議会、中学生議会、それから模擬国連のようなかたちで、机上の学びから実際に自分たちで体験するという学びのシステムを発達段階に合わせて提供していきたいということが1点目です。

もう一つ、これは野上委員と大谷委員もおっしゃっていたことなのですが、私も同じ教育に携わる者として、戦後75年間の日本の教育の中では、学校教育が政治を語ることに對して、ものすごく臆病になっているという思いがあります。

例えばドイツなどでは、教員たちが政治を語ります。そして、子どもたちは先生方もいろいろな意見があることを学びます。先生方も父も母も地域の大人たちにも、いろいろな意見があることを学び、その中で自分がどう考えるかという学びを行っていきます。

私たちは、あまりにも臆病になっていて、政治的教養教育を十分にやってこれてなかったのではないのでしょうか。学習の中で公民や政治経済といった教科はありますが、踏み込み過ぎないことを鉄則として70数年間来ておりますので、そういった学校教育のつが、若年層に限らず投票率の低さにつながっているのだと思います。

私は、さいたま市教育委員会として、教員たちにも政治的教養教育が必要であると、もちろん中立性を担保しながら、政治的教養教育を教員たちにも実施していきたいというように考えております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他御意見等ございますでしょうか。

それでは最後に清水市長から、本議題について一言、お願いしたいと存じます。

○清水市長

皆様、ありがとうございました。

主権者教育について、政治的教養教育にうまく踏み込めていけてなかったのではないかという御指摘や、いろいろな経験や体験をしながら学んでいく、そういった意味でも模擬会議、高校生議会、中学生議会など含めてやっていきたいというお話などがありました。

いずれにつきましても、教育委員会だけではできないような、サポートが必要なケースがあるかと思っています。これは市長部局の方には是非御相談をいただいて、その中で協力しながらやっていければと思います。

投票率の向上ということはものすごく大切なことであり、一つの目標ではありますがけれども、短期的に数字が上がったとしても、根底となる主権者教育を効果的にやっていかないと長期的に投票率が上がっていくということにはならないと思います。

教育委員会の中でも、発達段階に応じて理解できるように主権者教育に取り組んでいただき、支援をしていきたいと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。それでは次の議事に移りたいと思います。

3 議事(3) 学校体育施設の活用について【市長部局】

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

議事(3)、「学校体育施設の活用について」、市長部局、スポーツ振興課から、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

議事(3)「学校体育施設の活用について」、御説明いたします。

現在、スポーツ振興課では、スポーツ施設の利用状況や将来の人口動態などを踏まえ、本市が目指すべきスポーツ施設の総量を算出した上で、将来的なスポーツ施設のあり方や配置、有効活用について検討を行い、中長期的な整備計画を策定する作業を進めております。

その中で、「市民が身近な場所でスポーツができる環境の整備」が課題の一つとなっております。

事業の目的と概要について御説明いたします。

事業の目的は、「市民が身近な場所でスポーツに親しめる環境を確保すること」となります。

その目的を達成するため、事業の概要として、「国の調査で全国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育・スポーツ施設を有効活用する」、「老朽化などの施設の建替えなどの機会を捉えて、多目的化・複合化等の再編整備とあわせて検討する」ことを挙げております。

3ページ目を御覧ください。本市の市営体育館・武道館の現状について御説明いたします。

本市には、市営の体育館7館、武道館1館がありますが、市民や競技団体などからは、「一般利用の予約が出来ない」、「市民大会や競技団体主催大会の開催場所が確保できない」、「全国大会や興行などを誘致できない」など、スポーツ施設が足りないといった声が多く寄せられております。

また、競技場面積1,000㎡を超える屋内スポーツ施設の設置数を政令指定都市で比較しますと、本市は13位という状況になっております。

次に学校体育施設の現状について御説明いたします。

現在、本市には、小学校104校、中学校58校、高等学校4校、中等教育学校1校があります。

国の調査では、我が国のスポーツ施設は約19万施設あり、先ほど御説明いたしましたとおりこのうち6割が学校体育・スポーツ施設、3割が公共スポーツ施設となっております。したがって、「市民が身近な場所でスポーツに親しめる環境の整備」には、スポーツ施設の多くを占める学校体育施設の活用が有効であると考えております。

これまでの取組について御説明いたします。

これまで本市では、市立小・中学校の校庭・体育館・武道館を開放することで、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及を推進するとともに、活動場所の確保を図ってまいりました。

平成30年度の状況としては、延べ約171万人の市民が利用しており、生涯スポーツの推進と、地域に開かれた学校づくりの促進に大きな役割を果たしておりますが、一方で、利用団体が多く、新規の利用希望する団体への開放時間を確保できないといった側面もございます。

次に今後の取組について御説明いたします。

これまで、市民がスポーツに親しめる身近な場所として、学校体育施設の市民への開放を推進してまいりましたが、それでもまだニーズに対応しきれない状況となっております。

す。

そこで、学校体育施設の建替えなどの機会を捉えて、市民が更に利用可能な体育館として整備することや、老朽化し利用期間も限られる屋外プールを、通年で利用できる屋内プールとして複合化するなどによって、市民が学校体育施設を利用できる時間を拡大していくことを検討しております。

イメージ図にもございますとおり、まずは、「児童・生徒の安全確保」をした上で、「民間事業者による管理運営」、「公民連携による施設整備」に向け、民間事業者のメリットとなるような「集客が見込める利用空間」や「利用料金制の導入」、「他の公共施設との複合化」などを、スポーツ施設整備計画策定において検討してまいります。

最後に、7ページ目を御覧ください。課題として6点挙げさせていただいております。

1点目として、「対象となる学校施設の選定」。

2点目として、「公民連携手法の検討」。

3点目として、「公共施設マネジメント計画との整合」。

4点目として、「児童・生徒の安全確保」。

5点目として、「市民への開放時間の拡大」。これは、従来の学校体育施設開放事業の開放時間を更に拡大していくための検討になります。

6点目として、「利用料金制の導入」。これは、無料で開放している従来の学校体育施設開放事業との住み分けになります。

議題3「学校体育施設の活用について」の説明は以上となります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、清水市長から補足などございましたらお願いいたします。

○清水市長

現状としても、学校施設の開放について、校庭そして体育館の開放について、さいたま市ではかなり積極的にやっていると認識しております。

市民にとって最も身近なスポーツができる場所というのは、やはり学校が中心でありまして、高齢化が進むにつれてスポーツ施設の活用が増えていて、週一回スポーツをする人の割合も高齢者の方が高いということなどもあります。スポーツ施設の拡充はますます求められているところであります。

これからどうスポーツ施設を拡充していくか、活用していくかということの検討の中で、学校体育施設をどう利活用していくかということが非常に重要な視点となります。

例えば、校庭については照明を設置することで長時間使えるようになるのではないかと、あるいは利用時間の区切りを変えることによってより多くの市民団体が使えるようになるのではないかと。

体育館、プールについては、老朽化がありますので、建替えということが一つ大きなテーマとしてある中、学校体育施設として子どもたちが使うのはもちろん、もう少し利用範囲を広げていくことによって施設の稼働率を上げたり、場合によれば民間の皆様のノウハウや資金を有効に活用できるケースもあるのではないかと。

プールについて、例えば生徒が使う以外の時間帯は市民に開放するとか、あるいはいくつかの学校で共用で使うだとか、学校体育施設を様々な活用することを考えることによって、よりスポーツがしやすい環境が作れるのではないかと考えているところでございます。

こうしたことによって、有効に税金も活用できて、市民にとっても子どもたちにとってもいい環境づくりができることが望ましいので、課題もありますが、その中で少しずつ、工夫をしながら、拡大ができればと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、本議題につきまして、御意見、御質問等お願いいたします。

○細田教育長

今、教育委員会として考えていることをいくつかお話ししたいと思います。

まず1点目は、すべての学校に1つずつプールがありますが、実際に教育活動で使う期間は2カ月足らずでございます。にもかかわらず、メンテナンスと衛生を保つための維持管理等で1年間で約1億円かかっております。これは建替えとかではなくて、老朽化したところのペンキを塗り直したりメンテナンスをする、薬品を使って衛生状態を保つという基本的なことをするだけで、1億円がかかっております。年次進行でそれぞれの施設が古くなってきまして、これ以上の長寿命化ができないということが待たないでやってくるそうです。そのように考えますと、今、本市の169校のプールを今のまま維持していくというのは、物理的に不可能になると思います。

教育委員会としては具体的に今、やれることは何かと考えますと、ロケーションの近い学校のうち、比較的新しいプールを共有して使う、そうすると2つのプールが1つになるということが行われる、それから、さいたま市のようにロケーションが良いところだと、北本市のように民間の施設を借りていく、こうしたことも考え、具体的に絞り込みを検討しているというような状況でございます。

それから市民開放という意味では、プールが老朽化していった建替えが必要な時に、市民の皆様に使え勝手の良い場所を特定していただければと思っております。

2点目は、コミュニティスクールという観点からも、学校や体育施設を筆頭に地域の皆様が、「学校に行けば、こんな活動ができる」、「学校に行くと、こんなつながりができる」というような役割をこれからもっと果たしていかなければならないというように考えますので、地域のスポーツ・文化の拠点というような観点から、コミュニティスクールと絡めた考え方を進めているところでございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。その他御意見等ございましたらお願いいたします。

○大谷教育長職務代理者

細田教育長と同じ趣旨となりますが、今、若者を中心に、自分では車を所有せずに、何かあった際はカーシェアリングを利用している方が多いそうです。そのような時代ですので、プールを全ての学校で持つという時代ではないだろうという感想を持っています。

ではどうするのかというと、一つは民間とシェアすることだと思うのです。民間のスイミングスクール、スポーツ関連施設は業績が良いのですよね。それだけニーズが高いことだと思います。

最近、県立浦和高校関係者とお話する機会がありまして、県立浦和高校のプールは屋内プールで、天井が開閉したり、サイドが開く温室プールみたいな施設で通年利用をしているそうで、聞くところによると、浦和第一女子高校や大宮東高校、伊奈学園など6校ほど来ているとのこと。部活動のレベルですが、そのように実際に共有して、通年利用しているところもあるそうです。こうした施設は予算の問題もありハードルが高いことは承知しておりますが、費用対効果を見て検討の余地があるのではないかと思います。

また、夜間に市民の皆様へ開放するとなると、管理のあり方とか委託の問題があるかもしれませんが、夜間営業を有料にするなど、そういうところまで発展できるのではないかと思います。ちなみに私が通っているプールは、24時まで営業しております。どこまで賃貸契約ができるかわかりませんが、北本市が先行して実施しているわけですから、そういったところから学びながら、可能性は高いのではないかと私は思っております。

費用対効果の問題がクリアできれば、市民の皆様への開放、あるいは施設に運動の器具を置くなどの工夫もできるでしょうし、広く市民の皆様へ御利用いただくとすれば、費用対効

果も上がっていくというような思いがありまして、県立浦和高校につきましては、一度見学する意義があるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

○石田委員

「課題」として挙げられている「市民への開放時間の拡大」についてなのですが、先ほど事務方に小中学校の体育施設開放状況の一覧を調べていただきましたところ、こちらを見ますと、西区の指扇中学校では校庭を19時から21時まで開放しているそうです。それで照明管理料として800円をいただいているそうです。中学校でも19時以降、校庭を貸しているそうですから、是非こういった取組を広げていってほしいと思います。

体育館の方は、私の知人もバレーボールの練習をしたり、皆様利用して、ほとんどの小学校で平日から土日から利用できるということです。校庭の方も照明を付けていただいて、更なる利活用ができればと思っております。

○細田教育長

体育館については平日も休日もフルで市民の皆様にご利用いただいているところですが、校庭については夜間照明がないので、この点ではまだまだニーズに応えていない部分があります。

○清水市長

校庭の照明については、学校によって地域住民の御理解をいただく必要もありますが、学校という施設は、身近で利用しやすい場所なのだろうと思いますので、夕方、大人がいて一定の時間内に終わることが前提ですが、学校の安全が保たれるためにも照明が付けられるというのが望ましいのかなと思います。

もう一つ、学校体育施設と直接関係があるものではありませんが、プールなどでは小学校の教員だと水泳が得意な先生ばかりではないということも聞いております。例えば、民間に運営をやっていただくとなるとすれば、その指導で泳ぎが得意になる子どもたちの割合がより増える可能性もありますし、部活動にも貢献していくことにもなるかなと思います。

前回の議論のときにも、スポーツ指導の話が市長部局から出ましたけれど、これまでの教育方法を否定するという意味では全くありませんが、時代の変化とともにスポーツに対する知見も増えてきておりますので、医学的なもの、メンタルヘルス的なもの、指導法のコーチングというのも含めて、民間の活力を体育の授業や部活動で活用していく。さいたま市としては、施設と、そのような教育方法も含めて、より充実をさせていく。そして、プールについて民間の方々をお願いしていただくとすれば、民間の知見も活用していただいて、できることにもつながっていくのかなと考えますので、質の充実も図れるのかなと思っております。

市民にとっても、スポーツをする場所を求めているという現状があり、スポーツをされている方が多いので、大きな体育館も検討してまいりますが、身近でできるということが重要だと思いますので、市長部局とも連携をしていただけていただくと良いのではと思います。

学校では、体育施設以外にも給食室の改修もしなければいけないので、民間での収益性が見込まれるとすれば、給食室もセットで有効に活用した方が良いのではないかなと思います。

学校という存在が、地域にとっては信頼をし、大切に思っている施設であること、ある一定の距離間に必ずあるものなので、体育施設に加え、給食室についても活用を考えるとできれば、給食を食べていない午前中は地域の方々にお茶をしていただく場所になったり、

地域の保健福祉で行っている会食サービスを学校で行うとか、あるいは夕方はスポーツチームの皆様で使っていただくとか、そういった場になっても良いのではないかなと思います。学校の安全性も保ちながら、地域に開放されて、地域とつながっていく重要な場所になっていけるのではないかと可能性を感じております。

○細田教育長

今、給食室の話清水市長からいただきました。給食室の活用の可能性について、教育委員会事務局でもどんな可能性があるのか調べておりますので、簡単に所管から報告させていただきます。

○健康教育課長

健康教育課でございます。ただいま、お話のありました給食室の活用の可能性につきまして、2点に分けて確認をしているところでございます。

1点目は、給食室自体を学校給食に使っている以外の時間を民間の業者等に貸し出すことはできないかという点でございます。これは文部科学省にも確認しましたが、全国的にそのような事例は把握してございませんが、新潟県の方で学校給食センターを民間の専用部分も整備して、給食に使っていない時間を惣菜業者に貸し出すという事業を今年の9月から開始する予定と聞いているところでございます。

ただ、こちらについては、補助金等の返還について明確な見解が文科省の方から出ていないので、今、文科省の方に確認しているところでございまして、そういったところが課題になってくるのではないかと考えております。

また、2点目といたしまして、学校給食を地域の方々に提供するという点では、特に小学校で昨年全校で実施することを目標としており、今年度は年2回、来年度は年3回ということで、地域の方を招いて、様々なかたちで給食を試食いただく場を拡大しているところでございます。

さらに、高齢者の方向けの福祉等の目的もとの給食提供ということも、市長部局との連携も必要になると思いますが、学校によってスペース等の確認をしたうえで、是非検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。関連も含めて、いかがでしょうか。

○石田委員

泰平小学校では、学校とデイサービスと併設されていて、学校訪問もしましたが、扉ひとつで仕切られていました。小学生とお年寄りが行き来して非常に良い関係を築いているそうです。このようなところを活用してモデル校として、是非、給食室の件についても、活用できないかなと考えております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

○野上委員

さいたま市に当てはまるかどうか分かりませんが、教育施設と企業所有の施設の相互活用と云う観点からご紹介したいケースがあります。私が経団連のある委員会に所属していた折「構造改革特別区域制度」が施行され、本日のテーマでもある教育施設の高度利用が叫ばれていた当時、経団連のリーダー的存在であったトヨタ自動車と日立製作所が、両社の企業城下町である愛知と茨城で教育界とコラボ事業を展開したのであります。その一つが

学校の体育施設と両社所有の体育施設の相互利用でした。具体的には両社は昼間の時間帯を学校に、一方学校は土曜、日曜そして平日の夜間の時間帯を両社に貸し出すと云うものでした。

特区制度が施行されたとき、そして地域住民の多くが関係する企業城下町だからこそうした事業が可能だったのかもしれませんが、我が市にもカルソニックカンセイなど大企業があり、そうしたコラボ事業が可能か研究してみることも良いのではと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

それでは、最後に清水市長から、本議題について一言、お願いしたいと存じます。

○清水市長

本議題については、前回もスポーツシュールという議題でスポーツについて議論をさせていただきましたが、今回はスポーツ施設ということで議論をさせていただきました。

これから学校関係の施設でも、リニューアルの問題等もあるかと思しますので、市長部局と連携をしていただきながら、市民利用という視点も取り入れると、お互いに良い関係ができるのではないかとこのように思いますので、是非、よろしく願いをしたいと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございました。

4 その他

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

次に、次第「4 その他」になります。

1点、市長より、教育委員会をお願いをさせていただきたいと思います。

○清水市長

冒頭の御挨拶でも申し上げましたとおり、市立中学校の一年生が自死をされたという、非常に悲しい出来事がございました。私たち市長部局としても、大変重く受け止めているところでございます。

調査専門員による調査会が設置され、原因究明、再発防止に向けて調査を進めていくと伺っております。是非とも十分な調査、公正公平な調査をお願いしたいと思います。

また、御家族をはじめ御関係者の方がいらっしゃいます。最愛の御子息を失ったという御家族の気持ちにしっかりと寄り添っていただきながら、御関係者の皆様のフォローアップも十分にさせていただき、この出来事に対する対応をしていただきたいと思います。

あわせて、私たち市長部局としても、皆様と連携してしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○細田教育長

私どもも、市立中学校の男子生徒が亡くなられたこと、大変残念に思っております。

過日7月4日でございますが、第1回目の調査専門員により調査会が開催されました。教育委員会といたしましては、調査専門員の皆様のお力をお借りいたしまして、なぜ彼が自ら命を絶たなければならなくなってしまったのか、その原因の究明と、同時に、二度とこういうことがあってはならない、再発防止に向けて適切に対応できるように、その一心でございます。

また、残された御家族、それから御関係の皆様の気持ちに寄り添いながら調査を進めていくということが第一義でございます。私自身、今回のことにつきましては、どこかに共感力

に欠けたところがあったのかというふうに思っているところがございますので、何としても気持ちに寄り添っていけるような、そういう対応をしてまいりたいと思っております。

あわせて、さいたま市教育委員会の信頼の回復のために、事務局職員そして169校の全教職員が一丸となって取り組んでまいりたいということをここで申し上げまして、皆様の御協力も仰ぎたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

ありがとうございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、事務局からは連絡事項を御連絡させていただきます。

本会議の議事録につきましては、後日、さいたま市ホームページに掲載する予定となっております。

議事録案を作成し、構成員の皆様に御確認をお願いすることになりなすので、その際には御対応をお願いいたします。

その他、本日の議論全体も含め、皆様から何かございますでしょうか。

6 閉会

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、会議の主宰者であります清水市長から、本日の会議の総括をお願いいたします。

○清水市長

皆様、ありがとうございました。

本日は、主権者教育の推進、学校体育施設の活用について議論をさせていただきましたが、大変有意義な議論ができたと感じております。

市長部局と教育委員会とが連携を進めていくことで、さまざまな課題を解決することができると思っております。

いろいろ知恵を出しながら、いろいろ協力をしながら取り組んでいくことが大きな前進につながってきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ここでの議論を市長部局、教育委員会事務局とで受け止めていただいて、具体化していくことで、取組を進めていただけますよう要望させていただきます、本日の会議の総括とさせていただきます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監）

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回さいたま市総合教育会議を終了させていただきます。

皆様、本日はありがとうございました。

(了)